

令和8年度診療報酬改定における臨時的な D P C 準備病院の募集について

1. 概要

- D P C 制度への参加に当たっては、D P C 制度の安定的な運用の観点から、「D P C 準備病院」として、次期診療報酬改定までの間、D P C 制度への参加基準の達成状況を確認することとしている。
- D P C 準備病院の募集については、従前より、直前に予定している診療報酬改定の前年度の9月1日から9月末日までの期間に受付を行っており、令和8年度診療報酬改定においても、例年どおりの期間において受付を行ったところ。
- 現時点でD P C 対象病院及びD P C 準備病院のいずれにも該当しない保険医療機関が、新たにD P C 制度に参加することを希望する場合、例年どおりのスケジュールに従えば、まずは令和9年9月にD P C 準備病院に係る届出を行うこととなり、その後、一定の期間を経てD P C 対象病院へ移行することとなる。
- 令和8年度診療報酬改定において新設された「急性期病院一般入院基本料」及び「急性期病院精神病棟入院基本料」については、D P C 対象病院であることが算定要件とされている。

※ 令和8年5月31日において現にD P C 準備病院であって、令和10年6月1日までにD P C 制度への参加を予定している保険医療機関については、令和10年5月31日までの間に限り、上記の要件を満たすものと扱うこととされている。

2. 対応方針（案）

- 「急性期病院一般入院基本料」又は「急性期病院精神病棟入院基本料」の算定を希望する医療機関に対する特例的な対応として、臨時にD P C 準備病院の募集を行うこととしてはどうか。
- 具体的には、令和8年4月13日から令和8年5月31日までの間を受付期間として、D P C 準備病院に係る届出を受け付けることとしてはどうか。